

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : セコム上信越株式会社

業者の住所 : 新潟県新潟市中央区新光町1-10

2 指名停止の期間 : 令和4年8月12日～令和4年10月11日(2か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 関東甲信地区

4 事実概要

当該業者は、公正取引委員会により、令和4年2月25日、国、地方公共団体等が発注する特定機械警備業務の競争入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、違反業者の対象者として公表された。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第5号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～4 省略	省略
(独占禁止法違反行為) 5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当で認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区を対象として2か月以上9か月以内
6～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)